

墨田区食品衛生検査施設に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第4号

## 墨田区食品衛生検査施設に関する条例の一部を改正する条例

墨田区食品衛生検査施設に関する条例（平成24年墨田区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、法第29条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が東京都若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。